

南那須地区広域行事務組合 等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

○行政職給料表

等級	基準となる職務及び職員数						職制上の段階		
	一般行政職			消防職			人	%	段階
	職名	人	%	職名	人	%			
1級	主事又は技師	8	17.4	消防士	11	11.5	19	13.4	主事級
2級	主任主事又は主任技師	5	10.9	消防副士長	17	17.8	22	15.5	主任級
3級	主査	16	34.8	消防士長	34	35.4	50	35.2	主査級
4級	係長	8	17.4	消防司令補	16	16.7	24	16.9	係長級
5級	(1)主幹	5	10.9	(1)副署長	12	12.5	17	12.0	課長補佐級
	(2)課長補佐又は所長補佐			(2)消防司令					
6級	(1)会計管理者	1	2.1	(1)消防本部次長	5	5.2	6	4.2	次・課長級
	(2)事務局次長			(2)課長					
	(3)課長、所長、室長			(3)署長					
7級	事務局長又は事務長、(市派遣職員)	3	6.5	消防長	1	0.9	4	2.8	事務局長級
合計		46	100.0		96	100.0	142	100.0	

※再任用職員4人を含む

○医療職給料表(一)

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	医師	7	50.0	医師級
2級	科長又は医長	0	0.0	医長級
3級	(1)副病院長又は診療部長	4	28.6	副病院長級
	(2)相当の経験を有する科長又は医長			
4級	(1)病院長	2	14.3	病院長級
	(2)相当の経験を有し、困難な業務を分掌する副病院長又は診療部長			
5級	相当の経験を有し、困難な業務を分掌する病院長	1	7.1	病院長級
合計		14	100.0	

○医療職給料表(二)

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士又は栄養士(以下「技師等」という。)	0	0.0	技師級
2級	(1)薬剤師	11	33.3	技師級
	(2)困難な業務を行う技師等			
3級	主任である薬剤師、技師等	17	51.5	主任級
4級	(1)副薬局長、副技師長	4	12.2	副技師長級
	(2)困難な業務を行う主任等			
5級	(1)薬局長、技師長	0	0.0	技師長級
	(2)困難な業務を行う副薬局長、副技師長			
6級	(1)科長の職務	1	3.0	科長級
	(2)困難な業務を行う薬局長、技師長			
合計		33	100.0	

○医療職給料表(三)

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	准看護師	5	5.8	看護師級
2級	(1)看護師	44	51.2	看護師級
	(2)困難な業務を行う准看護師			
3級	(1)主任看護師	26	30.2	主任級
	(2)困難な業務を行う看護師			
	(3)特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師			
4級	(1)看護師長	7	8.1	看護師長級
	(2)困難な業務を行う主任看護師			
5級	(1)副看護部長	3	3.5	副看護部長級
	(2)困難な業務を行う看護師長			
6級	看護部長	1	1.2	看護部長級
合計		86	100.0	

※再任用職員7人を含む

○技能労務職員給料表

等級	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1級	技能職員又は労務職員	1	7.7	技師級
2級	相当の技能又は経験を有する技能職員又は労務職員	1	7.7	技師級
3級	高度の技能又は相当の経験を有する技能職員	11	84.6	主任級
4級	高度の技能又は相当の経験を有し、重要な業務を分掌する技能職員	0	0.0	係長級
合計		13	100.0	

※再任用職員1人を含む

○特定任期付職員給料表

号給	基準となる職務	合計		職制上の段階
		人	%	
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	0	0.0	—
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0	—
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0	—
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0	—
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	0	0.0	—
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	1	100.0	—
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で特に重要な職務	0	0	—
合計		1	100.0	